

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（管路更生職種）案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 2 9 日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（管路更生職種）案について、令和 7 年 7 月 1 日（火）から同年 7 月 30 日（水）まで御意見を募集したところ、4 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	日本人の氷河期世代雇うべき。	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。
2	施工方法（工法・技術）は日進月歩ですので、施工方法により、導入の可否が変わらないようにしていただきたい。	今回追加された管路更生職種（管路更生工事作業）で認められる施工方法は、製管工法らせん巻きタイプのみとなっております。

3	技能実習制度は本来、国際貢献を目的とするものであるはずですが、現実には制度の名の下で、外国人労働者を安価な労働力として受け入れる仕組みとなっています。今回、管路更生職種および管路更生工事作業を新たに移行対象職種・作業に追加する提案は、実質的な外国人労働者のさらなる受け入れ拡大につながるものであり、慎重に対処すべきです。 我が国においては、地域社会や労働現場で外国人との共生が進む一方で、文化・言語・生活習慣の違いによる摩擦や行政負担の増加、治安への不安、社会保障制度への影響など、現実的な課題も数多く存在しています。 このような中、実習職種の追加によって制度が拡大されれば、技能実習の名を借りた事実上の移民政策がさらに進むことになりかねません。国民的な議論もないまま、労働力不足を理由に外国人の受け入れを既成事実化するような制度運用は、極めて問題があると考えます。 日本の将来を見据えるのであれば、安易に外国人労働者に頼るのではなく、まずは国内の労働環境の改善や自動化技術の推進、高齢者や女性の就労促進など、持続可能な労働力確保の方策を優先すべきです。 よって、技能実習制度の対象職種として「管路更生職種および管路更生工事作業」を追加することには、外国人労働者の受け入れ拡大につながる懸念が大きいため、反対いたします。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の別表第2に掲げられている、移行対象職種・作業を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること（修得、習熟又は熟達させる技能等が技能実習生の本国において修得等困難なものであること等） ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること 等の要件を満たすことについて了承を得る必要があり、管路更生職種（管路更生作業）についても、これらの手続を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。 また、技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。
---	---	---

4	改正に反対です。 インフラに関わる事業こそ外国人に頼るのは問題があります。 安全に対する水準や意識が違う、意思疎通に問題があることで事故の確率が上がります。	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的としております。
---	---	---